

「刑事事件の公判の開廷についての暫定特例を定める法律案」  
(いわゆる「弁護士抜き裁判法案」)に反対する声明

現日本国憲法は第37条第3項に「刑事被告人は、いかなる場合にも資格を有する弁護人を依頼することが出来る」と定めていますが、最近になって政府は「刑事事件の公判の開廷についての暫定特例を定める法律案」なるものを制定しようとしています。これは「過激派」といわれる人々の裁判の正常化を名目としたものですが、理由は如何にもあれ、憲法の定める基本的人権を明らかに侵害するものであり、わたしたちはこれを黙過することが出来ません。またこの法律が今後「過激派」に限られるという保証もありません。

この十数年「靖国神社法案」成立に反対してきたわたしたちは、国家と宗教の関係について厳しくそれぞれの在り方を問い、信教の自由にはじまる基本的人権の尊重を求めてきました。さらにこの間の取り組みの中で、戦争中、多くのキリスト者が、国家神道体制の下で、治安維持法に違反するとして拘留、起訴され、自ら弁護人を選任する自由を奪われ、語らねばならない言葉を表せないまま、入獄の苦しみにあつてきた証言の数々を知らされてきています。

さらに、わたしたちは戦前のみならず、現在でも独裁国家の法廷で、真実と自由を愛する人々の多くが、自己弁明の機会を与えられずに獄に入れられ、或る者は死刑の宣告を受けている悲しい出来ごとを聞いています。

わたしたちは、如何なる理由にもあれ、強大な国家権力によって個人の人権が奪われることに対し、イエス・キリストの教えに従うものとして、この法案に強く反対の意志を明らかにするものであります。

1978年8月4日

宗教法人 日本バプテスト連盟

第32回年次総会 出席者一同